

令和7年9月
堺市

一般競争入札の対象となる金額の変更について（お知らせ）

少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲で地方公共団体の規則で定める額を超えないときに締結可能な随意契約）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、国においてこれを引き上げる改正が行われたことから、本市においても、堺市契約規則等を改正し、随意契約を可能とする上限額等を引き上げます。

これに伴い、工事及び工事関連業務について一般競争入札の対象案件を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

下記のとおり一般競争入札の対象案件を変更します。

＜工事＞

	変更前	変更後
一般競争入札（電子入札）	予定価格1件 250万円を超える案件	予定価格1件 400万円を超える案件

＜工事関連業務＞

	変更前	変更後
一般競争入札（電子入札）	予定価格1件 100万円を超える案件	予定価格1件 200万円を超える案件

2 適用開始時期

令和7年10月1日以後に公告する一般競争入札について適用します。

※なお、工事等発注見通しについても、令和7年10月1日公表分から新基準を適用します。